

伊達地方消防組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合規則第4号

伊達地方消防組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
伊達地方消防組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和47年伊達地方消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（8） 災害派遣手当は、緊急消防援助隊として出場した際に、従事した職員に支給する。

第3条に次の1号を加える。

（8） 災害派遣手当 従事1日につき1,080円（著しく危険であると認めれる区域（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域）において作業に従事した場合は、2,160円）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。